

平塚市屋外広告物条例の一部改正（骨子案）

平塚市

令和6年8月

1 改正の趣旨

本市では、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止を目的に屋外広告物条例を施行しています。近年、所有者等により適切に維持管理されていない屋外広告物が全国各地で見受けられ、これら屋外広告物による事故が発生していたことから、国では、屋外広告物の安全性確保を徹底するため、「屋外広告物条例ガイドライン」の改正や「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」の策定をしています。

本市でも屋外広告物の安全性確保については、既に一定の取り組みをしていますが、安全性確保の更なる推進を図るため平塚市屋外広告物条例の一部改正をするものです。

2 改正内容

（１）所有者、占有者を管理義務に明記

屋外広告物及び掲出物件の管理義務者として、現在の屋外広告物の表示者、掲出物件の設置者、屋外広告物若しくは掲出物件の管理者に加え、所有者及び占有者を追記します。

現行	改正案
表示者	表示者
設置者	設置者
管理者	管理者
	所有者
	占有者

※用語

屋外広告物：常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

掲出物件：屋外広告物を掲出する物件（広告板の基礎や支柱、広告物を取り付ける金属枠など）

表示者：屋外広告物を表示する者

①屋外広告物を自ら表示する本人

②屋外広告物を表示することを決定し屋外広告業者等に委託することにより屋外広告物を表示しようとする者

③他人の依頼を受けて、又は他人のために屋外広告物を表示する屋外広告業者

設置者：掲出物件を設置する者

①掲出物件を自ら設置する本人

②他人の依頼を受けて、又は他人のために掲出物件を設置する屋外広告業者

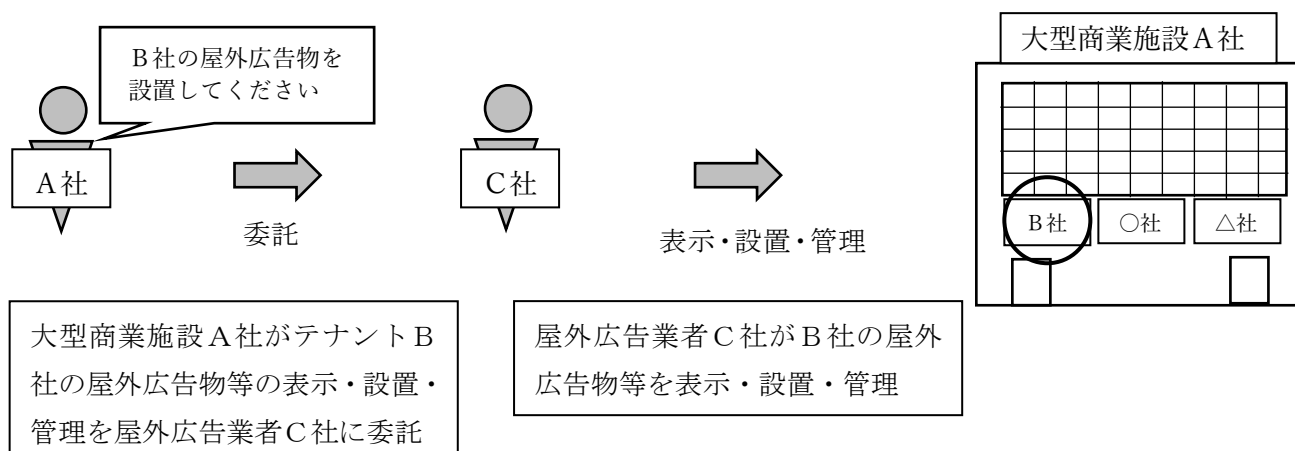
管理者：屋外広告物又は掲出物件の維持管理を行う者

所有者：屋外広告物又は掲出物件の所有権を持つ者

占有者：屋外広告物に記載される者

(例)

大型商業施設A社（広告物を表示する決定権はA社が持っている）がテナントに入っているB社の屋外広告物及び掲出物件について、屋外広告業者C社に表示、設置、管理の委託をし、C社が屋外広告物及び掲出物件を表示、設置した場合。



【A社】表示者、所有者

【C社】表示者、設置者、管理者

【B社】占有者

表示者：A社（屋外広告物を表示することを決定し屋外広告業者等に委託することにより屋外広告物を表示しようとする者）

C社（他人の依頼を受けて、又は他人のために屋外広告物を表示する屋外広告業者）

設置者：C社（他人の依頼を受けて、又は他人のために掲出物件を設置する屋外広告業者）

管理者：C社（屋外広告物又は掲出物件の維持管理を行う者）

所有者：A社（屋外広告物又は掲出物件の所有権を持つ者）

占有者：B社（屋外広告物に記載される者）

(2) 有資格者による点検の義務化

①有資格者の点検対象とする広告物について

広告物の高さが4 mを超える広告塔、広告板等について資格を有する者の点検を義務付けていますが、これを簡易な広告物を除く全ての広告物に義務づけます。

②有資格者の点検対象から除く簡易な広告物について

貼り紙・ポスター・広告旗など広告物の形態や目的等から危険のリスクが少ない簡易な広告物は、有資格者の点検対象から除きます。

有資格者が点検する広告物

現行	改正案
・ 建築物の上端から4 mを超える広告物 ・ 地上から4 mを超える広告塔、広告板	全ての広告物（簡易な広告物を除く）

③資格要件の見直しについて

従来よりも点検対象が広がり、点検項目も増えるため、構造等に関する専門知識を持つ建築士（1級、2級）及び屋外広告物点検技能講習（※）の修了者を資格要件に追加します。

※「屋外広告物点検技能講習」とは、広告物等の点検に関し必要な知識を習得させることを目的として、（公社）日本サイン協会と（一社）日本屋外広告業団体連合会が連携して開催している講習会を指します。

〔現行の資格要件〕

- ・ 屋外広告士
- ・ 神奈川県屋外広告物に関する講習会修了者
- ・ 他の都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う広告物に関する講習会修了者
- ・ 広告美術仕上げに関し、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者、職業訓練を修了した者
- ・ これらと同等以上の知識を有するものと市長が認定した者

(3) 点検報告書提出の義務化

現在、点検報告書の提出については、許可の満了後に継続許可を要する屋外広告物について義務付け、併せて同一許可申請内の許可不要の屋外広告物についても提出を求めています。これらに加え、現に設置されている掲出物件を使用して新たに屋外広告物を表示する場合にも、掲出物件の劣化による危険性を考慮し、新規許可申請時に点検報告書の提出を求めます。

なお、許可申請が不要な場合は、点検報告書の提出義務はありませんが、点検が必要となります。

(4) 点検項目の細分化

許可申請等の際に提出する点検報告書の点検項目について、現行の5項目から17項目に細分化します。

点検実施時期は、現に設置されている掲出物件に新たに屋外広告物を表示する際の新規申請時、または継続許可申請時に行います。報告書の作成単位は一の広告物につき1枚とし、写真は一の広告物につき全景写真と主な点検箇所の写真を必須とし、不具合や補修箇所がある場合はその部分の近景写真を提出することとします。

現行

点 検 項 目
1 取付（支持）部分の変形又は腐食
2 主要部分の変形又は腐食
3 ボルト、ビス等のさび又は緩み
4 表示面の汚染、退色又ははく離
5 表示面の破損

改正案

点検箇所	点 検 項 目
上 基 部 礎 構 部 造 ・	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき
	2 基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支 持 部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間
	2 鉄骨接合部（ボルト・ナット・ビス）の緩み、欠落
取 付 部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
	2 溶接部の劣化、充填材の劣化等
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常
広 告 板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
照 明 装 置	1 照明装置の不点灯、不発光
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水
	3 周辺機器の劣化、破損
そ の 他	1 付属部材の腐食、破損
	2 避雷針の腐食、損傷
	3 その他点検した事項 ()